

報告第20号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月28日提出

川崎市長 福田紀彦

1 市長の専決事項の指定について第1項による専決処分

番号	担当局名	専決処分年月日	事件の概要
			和解条項要旨
1	建設緑政局	4.10.17	平成29年8月5日、相手方は、多摩区で、自転車を押して歩行していたところ、当該水路の蓋のない開渠部分に転落し、負傷した。相手方は、本件事故により負傷し、顔面醜状の後遺障害を負うに至ったのは、本市が当該水路に蓋あるいは防護柵を設置する等の措置を怠ったことによるものであるとして、横浜地方裁判所川崎支部に、本市を被告とし、17,754,684円の支払を求め、損害賠償の請求に係る訴訟を提起した。第1審判決は、本市による本件水路の設置及び管理に瑕疵があったとして、本市に、477,917円及びこれに対する平成29年8月5日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を命じた。相手方は、上記判決は不服であるとして、東京高等裁判所に控訴し、本市は、当該控訴に附帯して控訴したが、同裁判所から職権による強い和解勧告があった。
			本市は、相手方に対し、本件解決金として、800,000円の支払義務があることを認め、この金員を、令和4年11月17日限り、支払う。

2 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発 生 局 名	専決処分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額	事 件 の 概 要
1	環境局	4. 9. 13	円 213,719	令和4年6月14日、被害者宅敷地内で、本市職員が清掃作業中、本市中型浄化槽車からの発煙により車庫の防火シャッターが下がり、被害者所有の普通自動車に接触し、破損させたもの
2	環境局	4. 9. 16	円 100,902	令和4年7月5日、中原区で、本市職員が、作業を終え、本市小型ごみ収集車に乗車しようとしてドアを開けた際、当該ドアが、右後方から走行してきた被害者所有の普通自動車に接触し、破損させたもの
3	環境局	4. 9. 27	円 140,844	令和4年4月11日、中原区で、本市小型ごみ収集車が、左折した際、被害者所有の集積所の外壁に接触し、破損させたもの
4	環境局	4. 10. 19	円 1,640,420	令和4年2月8日、高津区で、本市小型ごみ収集車が、左折しようとした際、前方で一時的に停止した被害者運転の軽自動車に追突し、被害者が負傷したもの
5	環境局	4. 10. 24	円 20,270	令和4年9月5日、多摩区で、本市小型ごみ収集車が収集作業中、バケットから汚水が飛散し、前方から自転車で走行してきた被害者の靴等を汚損させたもの
6	高津区 役所	4. 10. 24	円 181,883	令和4年8月3日、高津区で、本市職員が、本市軽自動車から降車しようとしてドアを開けた際、右後方から走行してきた被害者所有の小型トラックに接触し、破損させたもの
7	宮前区 役所	4. 10. 7	円 61,000	令和4年4月11日、被害者宅先路上で、本市道路維持作業車が、左折しようとした際、被害者所有の塀に接触し、破損させたもの
8	消防局	4. 8. 12	円 112,818	令和4年6月20日、宮前区で、本市軽自動車が、宮前消防署構内から道路に出た際、向かい側の駐車場から道路に出てきた被害者所有の小型自動車に接触し、破損させたもの
9	消防局	4. 9. 29	円 8,016	令和4年6月9日、高津区で、本市救急車が、通過しようとした際、右側から走行してきた被害者所有の小型自動車に接触し、破損させたもの

10	幸区役所	4. 8. 31	円 1,200,000	令和3年7月28日、御幸公園で、本市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ねた石が、作業現場付近にいた被害者に当たり、負傷させたもの
11	宮前区役所	4. 10. 26	円 838,926	令和4年8月26日、宮前区で、本市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ねた石が、作業現場付近に駐車しようとしていた被害者所有の普通自動車に当たり、破損させたもの
12	教育委員会	4. 8. 31	円 110,000	令和3年6月30日から令和4年7月24日までの間、本市職員が、被害者が著作権を有するイラストを、被害者の許諾を得ずに利用し、著作権を侵害したもの
13	選挙管理委員会	4. 10. 24	円 20,638	令和4年7月10日、宮前区内の投票所で、本市職員が、転倒していた被害者所有の自転車を起こした際、誤ってハンドルを過剰に回転させ、当該自転車を破損させたもの

3 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
90	2.6.18	中原区内 都市計画 道路苅宿 小田中線 (Ⅲ期) 道路築造 (立体交 差化)工 事	横浜市神奈川区金港町7 番地3 フジタ・織戸共同企業体 代表者 株式会社 フジタ 代表取締役 奥村 洋治 構成員 株式会社 織戸組 代表取締役社長 織戸 一郎	契約金額 2,464,394,900 円	契約金額 2,664,594,900 円	4.10.13	鉄道事業者との協議に伴い、鋼矢板の施工機械の変更等が生じたことから増額変更を行うもの。

4 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

訴えの提起

番号	専決処分 年月日	請求の要旨
1	4.10.18	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料284,935円、延滞金及び令和3年12月30日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月32,000円の支払を求めるもの
2	4.10.18	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料235,000円、延滞金及び令和3年1月17日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月25,500円の支払を求めるもの
3	4.10.18	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料113,185円、延滞金及び令和3年2月5日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月13,900円の支払を求めるもの
4	4.10.18	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料108,832円、延滞金及び令和4年5月25日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月28,200円の支払を求めるもの

5	4.10.18	<p>市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料939,800円、延滞金及び令和4年8月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月36,200円の支払を求めるもの</p>
6	4.10.18	<p>市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び令和4年8月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月29,000円の支払を求めるもの</p>
7	4.10.18	<p>市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに令和4年3月1日から同月31日まで及び同年8月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月13,500円の支払を求めるもの</p>
8	4.10.18	<p>市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料241,028円、延滞金及び令和4年2月5日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月29,600円の支払を求めるもの</p>